HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	神聖ローマ帝国国制史から見る宗教改革
Author(s)	山本，文彦
Description	日本基督教学会北海道支部2017年度公開シンポジウム「ルターと宗教改革の意義を考える」．2017年7月17日．北海道大学，北海道.
Citation	日本基督教学会北海道支部公開シンポジウム記録，5，5-17
Issue Date	2021-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95138
Type	conference paper
File Information	jscsh_005_5.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

神聖ローマ帝国国制史から見る宗教改革

山本　文彦

I.　はじめに

私は、中世後期から近世の神聖ローマ帝国の歴史を専門としており、特に 14 世紀から 18 世紀までの神聖ローマ帝国の国制を対象としています。この「国制」という言葉は、あまり一般的ではないと思いますので、最初に簡単に説明しておきたいと思います。

「国制史」に当たるドイツ語は、Verfassungsgeschichte であり、Verfassung は辞書では「憲法」と載っています。そこに「歴史」geschichte という言葉が付きますので、「憲法史」というのが辞書的な訳語になります。しかし成文憲法ができる前の時代にこの言葉を用いる場合、憲法はありませんので、「国制」という訳語をあてています。ここでいう国制とは、憲法にあたるようなその国の根幹に相当するものを指しており、これを対象とするのが国制史です。国制史は、分析対象として、社会の構造に目を向けることから「構造史」と呼ばれることもあります。必ずしも目には見えない社会の構造、特に政治構造を分析対象にすると言うことができます。今日はそのような観点から宗教改革を見てみたいと思います。

今日は、宗教改革前の状況を国制史的な観点からお話しすることによって、なぜルターの教えを、特にドイツの貴族たちが受け入れたのかという点について、お話しさせて

頂きたいと思います。宗教改革を授業で取り上げることがありますが、その際学生に「宗教改革が 16 世紀前半に起きたのはなぜか」と質問しますと、学生は当たり前じゃないかという顔をして「それはルターが 1517 年に 95 箇条の提題を発表したからです」と答えます。そして次に「それでは、ルターが 100 年前に同じ 95 箇条の提題を発表したら、宗教改革も 100 年前に起きていただろうか」と質問するとたいていは「えっ」という顔して黙ります。今日はそんな問題についてお話させて頂きたいと思います。

ルターの教えの受け入れについては、都市や農村で行われた主に民衆を主体とするレベルもありますが、今回は貴族に限定した話しになります。またドイツの貴族と言っても、全ての貴族がルター派に変わったわけではありません。おおまかな傾向だけを言うと、北ドイツではルター派が多く、南ドイツではカトリックが多いことが指摘できます。どうしてこのような地域的な相違が生まれたのかについては、最後に少しお話ししたいと思います。

II. 14〜15 世紀の危機

それではまず、ルターの宗教改革から 200 年ほど前に時代を移してみたいと思います。14 世紀のヨーロッパは、それまでの温暖で穏やかな気候から一変して、不順な天候が続き徐々に気候が寒冷化していきます。気候史という分野がありますが、そこでは 11 世紀から 13 世紀を中世温暖期と呼び、14 世紀以降気候は寒冷化し、やがて小氷河期と呼ばれる寒冷な時代に入ります。宗教改革はその小氷河期に当たっており、このような寒冷な気候が宗教改革の要因の一つとみなす研究者もいます。特に 14 世紀の初めは気候が

不順でしたが、それに歩調を合わせるように14世紀前半には大きな地震が発生するとともに、ペストが初めて本格的に大流行するなど、社会に不穏な雰囲気が漂い始めます。また14世紀は、教皇がアヴィニョンにいる時期にあたり、その結果として14世紀末からいわゆる教会大分裂、教皇が複数並び立つという事態に至ったことは、よく知られている通りです。

この教会大分裂を解決すべく召集されたコンスタンツ公会議では、フスの処刑がなされ、いわゆるフス戦争が生じることになります。このフス戦争が終結してまもなくすると、1453年にオスマントルコがコンスタンティノープルを落とし、いよいよ西へとその勢力を広げる行動を取り始めることになります。このオスマントルコとの戦いは、この後長く神聖ローマ帝国、特にハプスブルク家を悩ませることになります。

このように14世紀末頃から戦争が断続的に続くことになり、またイングランドとフランスの間で繰り広げられた百年戦もちょうどこの時期に当たります。そのため15世紀を「戦争の世紀」と呼ぶこともあります。フス戦争は異端との戦いであり、オスマントルコとの戦いは異教徒との戦いですので、何れもキリスト教会が関わる言わば十字軍という性格を持ちます。ローマ教皇をはじめキリスト教会は、戦争遂行のために、世俗権力者の協力を得る必要があり様々な妥協をすることになります。しかしこのことは同時に、教会内部からの批判を呼び起こすことにもなります。

またこれらの戦いでは、戦い方に大きな変化が生じています。従来の封建軍中心で騎兵による一騎打ちの戦いから、大砲や鉄砲などの火器を用いた歩兵、すなわち傭兵を中心

とした戦法に変わる時期にも当たります。この変化によって、戦争にかかる経費は大きくなり、貴族はその戦費の調達に苦労することになります。貴族にとっては、戦争に参加しないわけにはいかず、しかし戦争に参加するために戦費を用意しなければなりません。そのために、安定した収入の確保を図る必要に迫られたと言うことができます。このような段階を「財政国家」の段階と呼ぶこともあり、貴族はこの時になって初めて「財政」という観点で、所領の経営などを見直すことが求められたわけです。貴族にとってはまさに生き残りをかけた取り組みであり、安定的な財政基盤を作ることができなければ、破滅、家門の断絶の危機にさらされることになります。歴史的に見ると、貴族層の入れ替えが起きている時期がいくつかありますが、この15世紀もその一つに数えることができます。こうした時代を生き抜くために、貴族にとって大きな問題として認識されたことは、Ⅳでまた改めて説明しますが、所領の問題と相続の問題でした。

Ⅲ. 帝国教会と貴族

このような状況にあった貴族にとって、当時の教会はどのように見えていたのでしょうか。「帝国教会は貴族の家」という表現があります。帝国教会というのは、皇帝と直接的な封建関係にある大司教や司教たちとその下にある聖堂参事会などを含めた全体を指す言葉として使われます。この「帝国教会は貴族の家」という意味は、帝国教会の聖職者のほとんどが、貴族家門の者たちだったことを示しています。当時のキリスト教会は独身制ですので、後継者は教会の外から補充する必要があります。貴族にとっては、一

門の魂の救済のために、子弟を修道院に入れて聖職者としての教育を受けさせる慣習が以前からありました。この点は大商人たちも同様です。例えばフッガー家を大きくした有名なヤーコプ・フッガーも聖職者としての教育を受けていましたが、兄たちが次々と病死したために還俗し、大銀行家へと成長していきました。同様に、貴族も息子や娘に早くから聖職者としての教育を受けさせています。この点は詳細な家系図を見るとよく分かります。一部商人等の家系の者がいるものの、帝国教会の聖職者の多くは貴族家門の出身者であり、貴族から見ると、帝国教会はいわば有力な就職先でもあったわけです。

さらに、司教という地位は、貴族にとって魅力的な理由がありました。司教は司教区の教会法上の裁治権を持つ者であり、特に、教会税の徴収権と教会裁判権を手中にしていました。さらに司教は、皇帝と封建関係を結び、所領すなわち司教領を与えられています。この点は有名な叙任権闘争の最終文書である1122年の「ヴォルムス協約」でも認められていました。この点にこの当時の高位聖職者の独特な立場があります。すなわち、司教はその司教区の教会法上の裁治権を持つとともに、司教領の領主でもあるという二つの顔を持つ存在と言うことができます。この司教区と司教領は原理的に全く異なるものですので、必ずしも同一ではありません。司教区は、キリスト教世界を区分する管区であり、司教領は皇帝から与えられる所領です。また司教は原則として、聖堂参事会による選挙によって選出されますので、選挙で司教に選出された者は、皇帝から司教領の支配権が承認されます。さらに大司教や司教は、帝国議会に出席することができるなど、帝国内において高い政治

的な身分を得ることができました。

Ⅳ. 宗教改革と貴族

ここでⅡとⅢで話した内容を合わせてみたいと思います。具体的な事例に立ち入りますと話しが分かりにくくなる可能性があるのと、限られた時間での話しですので、かなり簡略化した形で話しを進めたいと思います。Ⅱでは、15 世紀の貴族にとって重要なことは、財政基盤の整備であり、そのために重要なことは、所領経営の効率化と相続問題であることを指摘しました。この 2 つの問題は実は密接に関係しています。この当時の所領は、長年の分割相続により分散所領の状況にありました。貴族家門は多くの分家を抱えており、これらの分家はそれぞれ相続された所領を持っていました。分割相続が進めば、代を経る毎に所領が細分化するように思いますが、家系図を見る限りでは、必ずしもそうはなっていません。当時は戦争が多かったことやペストなどの病気もあり、相続人が死亡するケースも多く、その場合は所領は本家を始め同じ家門の中で継承されていきます。一方、婚姻関係を通じて、他家の所領が新たに加わることがあり、所領の分散状況はかなり複雑な様相を呈しています。所領分散の悩みは貴族共通の問題ですので、所領の交換や売買などの方法で、所領をできるだけ集約化する方法がとられています。所領をできるだけ集約化した上で、効率的な所領経営を図ることになります。しかし一代である程度所領の集約化を果たし、所領経営の効率化に成功したとしても、分割相続によって再び所領が分散することになります。これではなかなかな状況は改善されません。そのためには相続制を分割相続から長子単独相続に変

える必要があり、この当時から貴族家門ではこの問題に取り組むことになります。しかしこの相続制の変更はかなり困難な問題でもありました。これを実現するためには長子以外の子に、分割相続した場合と同じ状態を与える必要があります。これを各世代で繰り返さなければなりません。そこで目を付けたのが、帝国教会のポスト、すなわち大司教、司教や修道院長でした。

帝国教会はもともと貴族の就職先でもありますので、これ以前にも似たような状況にあったことは事実です。15世紀に変化する点は、それぞれの貴族によって、手中にしたい帝国教会がはっきりと意識されるという点です。具体的には、自分の所領が属す司教区の司教や自分の所領近くに司教領を持つ司教です。例えば、ブランデンブルク選帝侯は、1447年に選帝侯領が属す司教区の司教の指名権をローマ教皇から手に入れることに成功しています。先ほど述べましたように、貴族はその財政的基盤を固める必要から、所領をできるだけまとめようと努め始めていました。司教区は教会税や教会裁判の管区であり、自分の所領が属す司教区の司教に自分の息子が就くことは好都合と言うことができます。また、自分の所領と隣接する司教領を持つ司教に自分の息子が就くこともやはり好都合だと思います。司教領は、先ほど述べましたように、司教に選出された者に、皇帝から支配権を与えられる所領ですが、世俗の所領と大きく異なるのは、ほとんどの場合、司教領は分散せずにひとつにまとまっている点です。相続の対象とはなりませんので、分散することなく次の司教に継承されていきます。

しかし問題がありました。それは複数の貴族が特定の司教に同じ関心を持っていることと、そして司教は選挙によ

って選ばれるということでした。特定の司教に一つの家門の貴族のみが関心を寄せているのであれば、貴族同士の競合ということはありませんが、そのようなことはありません。さらに司教には任期があるわけではなく、教皇によって他の司教へと転任される場合もありますが、それ以外は死去あるいは辞職以外には司教のポストは空きません。要するに司教が次にいつ空位となるのか分からないと言うことができます。また司教選挙は、聖堂参事会員が行いますので、有利な選挙結果を得るためには、まずは聖堂参事会員を押さえることが重要となります。しかし聖堂参事会員の過半数以上のポストを押さえたとしても、司教が空位となった時、その貴族の家門に司教となる的確な男子、特に年齢が 30 歳以上の者がいない場合には、その司教のポストを得ることは難しいと言うことができます。

このことからお分かりのように、司教のポストは、貴族にとって魅力的なポストであるものの、それを確実に収める手段が必ずしもないということができます。しかし司教のポストを収めることができるかどうかは、まさに貴族にとっては生き残りがかかる重要な問題でもあったわけです。先ほど紹介したブランデンブルク選帝侯の例は、まさにこうした貴族の欲求を満たすものと言うことができます。すでにお話しした 15 世紀半ば以降の危機的な状況の中で、貴族の協力を得るためにローマ教皇が行った妥協の最たるものが、この司教の指名権でした。

このような状況の中で、免罪符が登場します。世界史の教科書などでは、サンピエトロ大聖堂の建設費のために免罪符が売り出され、それに対してルターがという説明を見かけます。しかし実際には免罪符は 15 世紀半ば以降、繰り

返し発行されています。発行の目的は最初に述べましたが、オスマントルコとの戦いのための戦費調達です。教会はこれで戦費を調達することができたかもしれませんが、他方貴族にしてみると、自分の領内の人びとが免罪符を購入するということは、彼らの担税能力を損なうことを意味しており、年貢に悪影響を及ぼす危険が大きいと言うことができます。貴族としては、免罪符が繰り返し領内で販売されることは、決して好ましいことではありませんでした。

ルターの教えに、貴族が飛びついた理由はこれまでの説明である程度お分かり頂けるのではないでしょうか。自らの所領にルター派を導入することにより、所領が属していた司教区の司教の裁治権が消えることになります。教会税の徴収権を始め、教会裁判権が消滅します。従来は、所領には司教の教会法上の権限と貴族の世俗の権限が重なる、言わば二重権限状態にありました。ルター派に変わることで、これを解消し一元化することが可能でした。さらに、所領周辺に司教領を持つ司教のポストを選挙によらずに事実上手に入れることも可能となりました。例えば、ザクセン選帝侯にあっては、1561 年のメルゼブルク司教の死後に息子を管理者に就け、息子の死後は選帝侯自らが管理者となり、同様に 1564 年のナウムブルク司教の死後には、選帝侯自身が管理者となっています。さらに 1581 年にはマイセン司教を辞職させて、自分の息子を管理者とすることに成功しています。管理者となることで世俗財産の管理を行うことができ、これにより当該司教領の支配権を掌握することができました。

宗教改革の導入からやや時間がかかっているように思われるかもしれませんが、司教が存命する限りなかなか思う

ようには進められないというのが実態でもあったようです。また司教区によって事情はさまざまであったと言うことができます。しかしルター派を導入することによって、司教のポストや教会が持っていた財産と権利をこれまでよりははるかに自由に処理することが可能となり、それぞれの地域の実状にあったやり方で行われたと言うことができます。

V. おわりに

貴族がルター派に変わった理由について、最近は改めて信仰面を再評価する研究も現れていますので、信仰の問題やカトリック教会への不満というものは当然あったと思われます。それとともにやはり現実的な打算が重要であったように思われます。先ほど紹介しましたように、ブランデンブルク選帝侯は 15 世紀半ばに領内に司教区を有する司教の指名権をローマ教皇から与えられています。そのままカトリックであっても問題ないようにも思いますが、指名権はありつつも司教領の帝国法的な位置づけは皇帝から与えられる封土であり、自分の支配領域に組み入れることはできません。ブランデンブルク選帝侯がとった方法は、ルター派に変わるともに、司教選挙を行わず、司教領を選帝侯領に組み入れるというものでした。

貴族たちは、カトリックにとどまった方が有利か、ルター派に変わった方が有利か、現実的な打算あるいは戦略の中で選択しているように思われます。南ドイツの中小規模の貴族にとって、ルター派に変わることによって、ローマ教皇と皇帝からの援助を失いそして攻撃を受ける危険とルター派に変わることによって得ることができるものとを天秤にかけて決めています。南ドイツの都市が、ルター派の

導入の是非について、近隣の都市や貴族の動静をかなり気にしていたことが資料から明らかになっています。16 世紀前半においては、皇帝とルター派貴族との間で武力衝突（シュマルカルデン戦争）も起きていますので、どのような選択をするかについては、十分に情勢を見極める必要があったと思われます。

現実的な判断という点では、16 世紀後半の「第 2 次宗教改革」などと一時期呼ばれた出来事も好例かと思います。これはルター派からカルヴァン派、あるいはルター派からカトリックに変わる貴族が現れたことを指しています。ルター派の中小貴族が、近隣の有力なルター派貴族の支配権の拡大を危険視して、カルヴァン派あるいはカトリックに変わることで、その自律性を確保しようとしたと考えられています。さらに 1618 年から 1648 年の三十年戦争の結果、経済的に大きなダメージを受けた貴族は、経済復興を最優先し、宗派の違いに関係なく労働力、農民の確保に努めます。その結果、領内には複数宗派が併存する状態に至ります。近年はこの複数宗派の併存、多宗派性というものが一つの研究テーマとなっています。こうした社会状況からやがて「寛容」の思想が浸透し、18 世紀を「寛容の世紀」と呼ぶ研究者もいます。

また宗教改革が急速に進展した理由として、印刷技術との関係が指摘されています。「活版印刷技術なくして宗教改革なし」です。この点は確かにその通りで、15 世紀半ばにグーテンベルクによって改良された活版印刷技術により、ルターの様々な論文が印刷され多くの人が目にすることができたとともに、説教師たちが絵入りのパンフレットやビラを用いて説教を行ったことが知られています。カトリッ

ク教会の腐敗した状態が、分かりやすい風刺画に描かれており、日本でもいろいろな本で紹介されていますので、目にされた方も多いと思います。こうした活版印刷物のおかげで、ルターの教えがこれまでとは比較にならないくらい早くそして広く伝えられたことは間違いありません。その意味では、「活版印刷技術なくして宗教改革なし」は確かであろうと思います。最初にお話ししましたが、100 年前にルターが同じ 95 箇条の提題を出したとしても、こうした活版印刷技術の恩恵を受けることができませんので、急速に広がることは不可能であり、そのためにこれ以前の多くの異端者と同じ運命を辿ったかもしれません。その意味で活版印刷技術が果たした歴史的な役割は大きく、21 世紀を迎えるにあたり、グーテンベルクがミレニアムな人物として選ばれたこともっともであると思います。

しかし一つ考えとして欠けていると思うことは、こうした印刷物をどのように運んだのかという問題です。確かに書籍商は、印刷技術の改良以前から書籍を販売しておりその流通のネットワークがあったことは知られています。また説教師がビラなどを運びながら説教したことも事実だと思います。しかしこれだけでは、ルターの各種の論文がドイツ各地に広がったスピードを十分に説明することができないと思います。この点はまだ必ずしも具体的に解明できたわけではないのですが、印刷物の流通という点において、郵便というものを視野に入れる必要があります。郵便は 1490 年にドイツで本格的に導入され、16 世紀前半に急速にドイツ各地に広がっています。この当時の郵便は、現在のような個別配送の郵便ではなく、宿駅を繋ぐ駅伝制によって手紙や書類の他、軽貨物を運びました。現在の鉄道路

線をイメージして頂けると良いと思います。駅にあたるのが宿駅で、電車の代わりに馬に乗った郵便配達夫は宿駅が設置されている街道を移動します。15 kmほどを 2 時間で移動したと言われています。郵便配達夫が移動する街道を郵便路線と呼びますが、この郵便路線が 15 世紀後半以降、ドイツおよびヨーロッパ各地で網の目状に広がります。17 世紀になると、この郵便路線の主要路線に郵便馬車が登場することになります。ちなみにこの郵便馬車路線に沿って、やがて鉄道路線が敷かれることになります。こうした郵便路線は、まさに重要な社会的インフラでもありました。

国制史の立場から、貴族がルター派に飛びついた理由を考えますと、ルター派に変わることによって、15 世紀以来抱えている生き残りをかけた問題を解決する可能性に、貴族が気づいたことを上げることができます。カトリック以外のキリスト教があるなどと、ルターの登場まで貴族はおそらく誰も想像すらできなかったと思います。その意味では、ルターの教えは、貴族にとっては、今まで考えもしない驚きの解決策でもありました。しかしそれに飛びつくか否かは、政治的情勢等に基づいて、現実的に判断されるべき問題であったと思われます。

（やまもと・ふみひこ　　北海道大学教授）